

一宮市塵芥収集車有料広告募集要項

(令和6年度)

一宮市が所有する可燃ごみの塵芥収集車（以下「収集車」とする。）への有料広告を募集します。

広告を掲載する収集車は、可燃ごみ及びプラスチック製容器包装を収集するため、市内の既定区域を月曜日から金曜日（年始【1月1日から1月3日まで】を除く。）まで運行します。

移動する広告塔として企業名や商品名のPR・イメージアップに利用していただける企業・団体等を募集します。

広告媒体

一宮市が所有する収集車

広告期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

※ 原則年度ごととする。申し出により延長することも可。

※ 延長する場合は、期間満了の6か月前までに申し出ることとする。

広告の募集台数

令和6年度の募集台数 5台

それぞれ収集車の荷箱部両側面の形状が違うため、車両ごとに募集する。

また、複数車両への申込みも可とする。

広告の場所・規格

収集車の荷箱部側面の両側2箇所を1組とする。

側面部分には段差及びラッピング不可部分があるため、現車確認の上、申込みをしてください。※別添写真参照

広告の掲載方法

広告申込者にて広告物（2枚）を作成して、市が指定する期間に取り付けを行うものとする。

また、ラッピングは剥離が可能な素材とする。

広告の内容

一宮市有料広告要綱（平成 20 年 12 月 22 日施行）及び一宮市塵芥収集車有料広告掲出要領（平成 25 年 1 月 29 日施行）を満たすこと。

広告掲載料

広告掲出料は、年額 120,000 円（税込み）とする。ただし、年度途中からの掲出開始については月割計算（月額 10,000 円（税込み））とする。

※ 掲載期間中車両の車検・点検、不慮の事故により当該車両を一時的に使用しない場合がありますが、この場合は払い戻しの対象となりません。

その他の費用

広告掲載に伴う費用は、すべて広告申込者の負担とする。

- ① 広告物の作成に伴う費用
- ② 広告物の取付作業に伴う費用
- ③ 広告終了後に伴う広告物の撤去作業に伴う費用
- ④ その他法令等に伴う手続きに必要な費用

広告申込の決定方法

募集内容を一宮市有料広告審査会の審査した上で、認められるものの数が複数ある場合は、抽選によって決定する。ただし、令和 5 年度掲載広告の延長申込があり認められた場合は、当該広告を優先する。

決定の通知方法

申込者全員に広告掲載の可否について、文書で通知する。

広告掲載料納付方法

広告掲載が決定した場合は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに広告掲載料を納付すること。

募集申込方法

申込書に広告のイメージ図を添付して一宮市環境センター内収集業務課へ持参すること。

※ 提出時に聞き取り調査を行うため郵送不可。ただし、令和 5 年度掲載広告の延長申込の場合はこの限りではない。

申込期間

定期で募集しています。2 か月ごとに月末で募集を締め切ります。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

	募集期間	取付掲載時期の目安
第1期	1月4日～2月29日	4月1日～
第2期	3月1日～4月30日	6月3日～
第3期	5月1日～6月28日	8月1日～
第4期	7月1日～8月30日	10月1日～
第5期	9月2日～10月31日	12月2日～
第6期	11月1日～12月27日	2月3日～

特記事項

- 廃棄物収集運搬業等の業種の事業者は、申し込みすることができません。
- ごみ収集運搬業務を広告主が行っていると市民が誤解する恐れがある場合は、広告の内容の修正をお願いする場合があります。
- その他市収集車に掲出する広告として適当でないと市長が判断した場合も広告の内容の修正をお願いする場合があります。

問い合わせ・申込先

一宮市環境センター 3階

収集業務課 収集・指導グループ

所在地：一宮市奥町字六丁山52番地

電話番号：0586-45-7004